

(公社)日本鍼灸師会 会員の皆さまへ

鍼灸賠償責任保険制度のご案内

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険

Point
1

団体制度のため、
独自の保険料でご加入
いただけます。

Point
2

事故発生時の
初期対応に係る諸費用
を補償します。

Point
3

「**柔道整復業務の補償**」
「**情報漏えい補償**」を
オプションで**追加**できます。

Point
4

開設者の方は使用人も
オプションで**被保険者に追加**
することができます。



加入締切

令和**3**年**1**月**20**日(水)(必要書類必着)

保険期間

令和**3**年**2**月**1**日午前0時から
令和**4**年**2**月**1**日午後4時まで(1年間)

中途加入も
可能です

(公社)日本鍼灸師会

万一の事故による賠償等への備えに

基本補償

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務の遂行による賠償事故に備えて

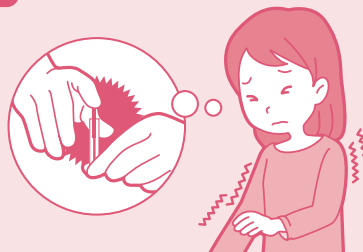
<訪問・出張鍼灸業務も対象>

被保険者(補償を受けることができる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った業務^(※1)によって患者の身体に障害(死亡を含みます。)が発生したることについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いするのは、患者の身体障害が保険期間中に発見された場合に限りです

事故例

施術のミスで、針を深く刺し神経を傷つけてしまったため、患者の身体に麻痺が残ってしまった。



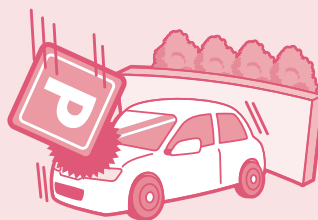
施術施設の不備などが原因による賠償事故に備えて (I. 施術所の開設者のみ対象)

施術施設(設備含む)の所有、使用、管理または当該施設の仕事(業務を除きます)の遂行に起因し保険期間中に発生した他人の身体障害もしくは財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※保険期間中に事故が発生した場合に限り損害を補償します。

事故例

敷地内の看板が落下し、駐車していた患者の車に当たり、壊してしまった。

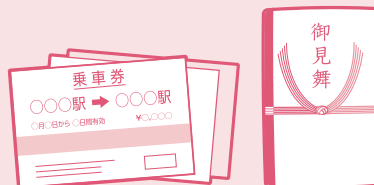


事故解決時の迅速な初期対応費用に備えて

業務や当該施設の不備などによる鍼灸賠償責任保険の保険金支払対象となると思われる事故が発生した場合、法律上の賠償責任の有無が十分判明しない初期段階であっても、事故原因調査費用等その事故の初期対応のために支出した、社会通念上妥当と認められる所定の費用に対して保険金をお支払いします。

事故例

出張施術先での事故によって、患者にケガをさせてしまったと連絡があったため、その患者のご自宅へお見舞いに伺った。その際に、交通費とお見舞い品代がかかった。



施術院の
開設者の方にお
すすめ



基本補償では加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみが被保険者となります。施術院に勤務されている使用人が個人名で賠償請求を受けた場合でも、追加被保険者特約を付帯することで、施術院に勤務されている使用人の損害賠償責任を補償します。追加被保険者特約を付帯する場合には、施術院に勤務している全ての使用人を追加してください。

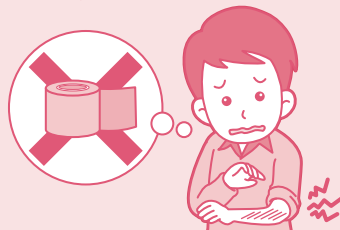
任意オプション

柔道整復師オプション

被保険者または業務の補助者が日本国内で行った柔道整復業務の遂行によって万一患者等他人の身体障害(死亡を含みます)が発生した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

事故例

捻挫の処置でテーピングを行ったところ、問診では問題なかった種類のテープを使用したところ、アレルギー反応で皮膚が広い範囲でかぶれてしまった。



ご注意

柔道整復業務オプションの被保険者は基本補償の被保険者のうち柔道整復師法に規定される柔道整復業務を行う有資格者となります。ただし、対象となる柔道整復業務は基本プランのはり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務と同一の場所で行うものに限ります。

※事故が保険期間中に発見された場合に限り損害を補償します。このオプションをセットした場合には、「基本補償」で補償対象となる業務に、日本国内において遂行される柔道整復業務も含めます。

情報漏えい賠償オプション

個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれが発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害と、謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用など被保険者が事故対応のために支出した費用に対して保険金をお支払いします。

※記名被保険者の業務(*1)に関する事故に限ります。

事故例

業務で使用していたパソコンがウイルスに感染し、患者の個人情報が流出した



※詳細は「補償の概要」をご確認ください。

(*1)以下の業務を言います。

ア.あん摩、マッサージまたは指圧(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あん摩等法」といいます。)に規定されるものをいいます。)

イ.はりまたはきゅう(あん摩等法に規定されるものをいいます。)

ウ.地域支援事業における介護予防業務

エ.機能訓練指導員としての業務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準に規定するものをいいます。)

支払限度額と年間保険料

支払限度額

基本 補償	鍼灸師賠償	1事故	1億円	
		保険期間中	3億円	
	施設賠償 ^(※1)	対人	1名	5,000万円
			1事故	1億円
		対物	1事故	1,000万円
初期対応費用担保特約 (I. 施術所の開設者のみ対象)			50万円	
任意 オプション	柔道整復師賠償	1事故	5,000万円	
		保険期間中	1.5億円	
	情報漏えい補償	賠償 ^(※2)	1請求	1,000万円
			保険期間中	1,000万円
		対応費用 ^(※3)	1事故・1請求	100万円
		保険期間中	100万円	

年間保険料

区分	I. 施術所の開設者		II. 勤務鍼灸師 ^(※4)
基本補償	6,010円		5,520円
任意 オプション	柔道整復師賠償	追加被保険者 (1名あたり) [勤務鍼灸師 ^(※4)] 3,010円 [勤務柔道整復師] 2,850円	柔道整復業務賠償
	情報漏えい賠償	[勤務鍼灸師兼柔道整復師] 5,380円 [業務の補助者(無資格者)] 1,550円	情報漏えい賠償
	5,160円		5,160円
	3,000円		3,000円

(※1) 免責金額1,000円

(※2) 個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれ起因して被害者または被害法人以外の者が支出した費用につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、「情報漏えい対応費用部分」と同額の支払限度額が適用されます(「情報漏えい対応費用部分」の支払限度額の内枠となります)。

(※3) 見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名につき500円、被害法人1社につき3万円をお支払いする保険金の限度とします。

(※4) 学校や病院等、日本鍼灸師会会員ではない施設に勤務している日本鍼灸師会会員の方は、II. 勤務鍼灸師にご加入ください。

日本鍼灸師会会員が開設者である施術院に勤務している日本鍼灸師会会員の方は、追加被保険者としてご加入ください。

ご加入手続きとお手続きの流れ

加入対象

本制度導入都道府県師会に所属する日本鍼灸師会会員

加入方法

加入依頼書に必要事項を記入し、各都道府県師会事務局にご提出ください。

保険料払込方法

保険料払込方法は、所属都道府県師会により異なりますので、所属の都道府県師会にお問い合わせください。

保険期間

令和**3年2月1日**午前0時～令和**4年2月1日**午後4時まで(1年間)
(中途加入も可能です)

中途加入の場合

毎月**15日**までにお申込みおよびお振込みいただいた場合、
補償期間は翌月**1日**午前0時～令和**4年2月1日**午後4時までとなります。

加入締切日

令和**3年1月20日**(水)(所属都道府県師会に必要書類必着。)

加入者票について

ご加入いただいた方の加入者票のお届けは2月末まで順次発送予定となります。
(中途加入の方は、補償開始月の月末までに加入者票を発行します。)

変更があった場合等

ご加入後にご加入内容に変更があった場合もしくは日本鍼灸師会会員を脱退して本制度も脱退される場合は、変更・脱退通知書の該当項目を記入のうえ、取扱代理店までご連絡ください。

ご加入内容について

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願い致します。
万一、誤りやご不明な点等ございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら…



ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶発的な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所・被害者の住所・氏名・事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、下記連絡先までご連絡ください。

取扱代理店

株式会社FPパートナー

TEL: **03-6801-8256** (平日9時～17時)

(上記以外) TEL: **080-7418-1671** (担当: 横浜支社・宮永)

保険会社

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

補償の概要

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険	<p>(1) 日本国内において、被保険者または業務の補助者による下表に規定する業務の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。</p> <p>(2) 施設の所有、使用または管理、または当該施設の用法に伴う仕事(業務を除きます)の遂行に起因して他人の身体の障害(死亡を含みます)または財物の損壊が保険期間中に発生したことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。</p> <p>※被保険者(補償を受けられる方)は、加入依頼書の被保険者欄に記載された方ご本人のみとなります。</p> <p><対象業務> 日本国内において行われる次の業務をいいます。 ア. あん摩、マッサージまたは指圧(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(以下「あん摩等法」といいます。))に規定されるものをいいます。 イ. はりまたはきゅう(あん摩等法に規定されるものをいいます。) ウ. 地域支援事業における介護予防業務(*) エ. 機能訓練指導員としての業務(指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準に規定するものをいいます。) (*) 介護保険法に規定される、要支援介護状態になることを予防することを目的として実施する事業をいいます。</p>	<p>(1) 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。</p> <p>(2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用</p> <p>(3) 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用</p> <p>(4) 事故が発生し、被保険者が損害防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用</p> <p>(5) 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(6) 事故が発生した際に被保険者が負担する事故現場の保存費用、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用(対象となる費用の詳細はお問い合わせください。事前に引受保険会社の同意が必要となる費用もございます。)</p> <p><保険金のお支払い方法> 上記(1)の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額を支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(2)~(5)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、(2)の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超えるときは、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。</p> <p>(6)については、1事故につき、被保険者が支出した費用の額を初期対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。ただし、この内枠において、見舞金・見舞品購入費用(対人事故の場合のみ支払対象となります)については1事故あたり被害者1名につき3万円を限度とします。</p>	<p>【業務危険(「保険金をお支払いする場合」(1))・施設危険(同(2))共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者の故意 ● 被保険者の同居の親族に対する賠償責任 ● 被保険者が所有、使用、または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ● 戦争、暴動、変乱、騒じょう・労働争議 ● 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ● 排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ● 自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用または管理に起因する損害等 <p>【業務危険のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名誉を損または秘密の漏えい ● 美容を唯一の目的とする業務における仕上がり不良 ● 被保険者または業務の補助者による次の行為 ア. 故意または重大な過失により法令に違反して行った行為 イ. 外科手術または薬品の投与もしくはその使用の指示 ● 被保険者または業務の補助者が医師の同意を得ずに行った脱臼または骨折の患部に対して行った行為。ただし、応急手当として行ったものを除きます。 ● 次に掲げる感染症の発生 ア. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症 イ. アに該当しないウイルス性肝炎 等 <p>【施設危険のみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ● 施設の修理、改造または取壊し等の工事 ● 被保険者の占有を離れた次に掲げるもの ア. 商品または飲食物 イ. 施設外にあるアに規定する以外の財物 ● 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。)または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事を行った場所に被保険者が放置または遺棄した機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
柔道整復業務担保特約条項(オプション)	<p>日本国内において、被保険者または業務の補助者による柔道整復業務(「柔道整復師法」に規定されるもの)の遂行に起因して発生した他人の身体の障害(死亡を含みます)が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。</p> <p>※対象となる柔道整復業務は、法令に定める所定の資格を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、そのあん摩マッサージ指圧、はりまたはきゅうの業務と同一の場所で行う柔道整復師法に規定される柔道整復業務となります。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ</p>	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険に同じ</p> <p>(2) 法令に定める資格を有しない柔道整復師が行った業務に起因する損害</p>

個人情報漏えい特別約款、法人情報漏えい担保特約条項、個人情報漏えい担保特約(オプション)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
	<p>【賠償責任部分】 個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>【情報漏えい対応費用部分】 個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれによって、事故対応期間(被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じた情報漏えい対応費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、保険期間中に被保険者が個人情報または法人情報の漏えいまたはそのおそれを発見し、そのことが次の以下の事由のいずれかによって客観的に明らかになった場合に限ります。</p> <p>(a) 被保険者が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告等に限ります。</p> <p>(b) 新聞、テレビ、雑誌、ラジオ、インターネットまたはこれらに準ずる媒体による報道・発表</p> <p>(c) 被害法人に対する詫言状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由(法人情報漏えいのみ適用)</p> <p>個人情報とは 記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア. その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。)</p> <p>イ. 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>法人情報とは 記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。</p> <p>個人識別符号とは ア. マイナンバー イ. 運転免許証番号 ウ. 旅券番号 エ. 基礎年金番号 オ. 保険証番号 カ. アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号漏えいとは 個人情報被害者以外の第三者または法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと(知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。</p> <p>情報漏えい対応費用とは 次の費用のうち、事故対応を被保険者が行うために直接必要なものをいいます。ただし、その額および使途が社会通念上妥当であるものに限り、</p> <p>ア. 新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用 イ. 事故原因の調査費用 ウ. 他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 エ. 通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. 事故に関して支出する次の費用。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出されたものに限り、</p> <p>(ア) コンサルティング費用。ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止策に関するものに限り、</p> <p>(イ) 弁護士報酬。ただし、保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。</p> <p>カ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 キ. 記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ク. 謝罪のために被害者に対して支出する次の費用。ただし、法人情報漏えいで対象となるのは謝罪のために支出する(ウ)のみです。</p> <p>(ア) 見舞金 (イ) 金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。) (ウ) 見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限り、)</p> <p>なお、情報漏えい対応費用には、次のものを含まません。</p> <p>ア. この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 イ. 金利その他資金調達に関する費用 ウ. 記名被保険者の役員に対する報酬または給与 エ. 賠償責任部分でお支払いの対象となる損害 オ. ネットワークを構成する機器・設備について、修理・回収・代替、点検、交換または改善を行うための費用(被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。)</p> <p>ネットワークとは、情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(端末装置等の周辺機器および通信回線を含みます。)を含みます。</p> <p>本特別約款の被保険者は記名被保険者となります。</p>	<p>【賠償責任部分】</p> <p>① 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要になります。</p> <p>② 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)</p> <p>③ 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>①の損害賠償金は、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ②～⑤の費用は、原則としてその全額がお支払い対象となります。ただし、②は、「①>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p> <p>【情報漏えい対応費用部分】 保険金は、損害額の合計額をご加入された支払限度額を限度にお支払いします。</p>	<p>次の事由等により生じた損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>【賠償責任部分・情報漏えい対応費用部分共通の事由】</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意※ ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議 ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④ 他人の身体の障害 ⑤ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または搾取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した事故に対しては、この規定を適用しません。</p> <p>⑥ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑦ 保険契約者または被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>【賠償責任部分固有の事由】</p> <p>① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任※ ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑤ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任 ⑥ 保険期間の開始前に発生した不測の事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)</p> <p>⑦ クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害 ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版 ⑨ 株価または売上高の変動 ※適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。 等</p>

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">④ リスク担保特約(オプション)</p>	<p>被保険者による対象業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。</p> <p>①コンピュータ・ウィルスの感染 ②第三者による不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし。「かし」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア.電子情報の構成が、予定されたフォーマット(記録形式)に則っていないこと。 イ.電子情報の内容が、予定された内容と異なっていること(送付先情報が異なっている場合を含みます。) ウ.電子情報の完全性が損なわれていること(一部であるか全部であるかにかかわらず、電子情報が作成された時点のものとは合致していないことをいいます。)</p> <p>対象業務とは ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。</p> <p>事故とは 他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害をいいます。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。</p> <p>電子情報とは 情報システム(コンピュータを中心とする情報処理および通信に関するシステムをいいます。以下同様とします。)で取り扱い、またはネットワークで通信する電子的な情報(電子的な形での利用を予定されている情報を含みます。)、データまたはプログラムをいいます。</p> <p>ネットワークとは 情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備(端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。)を含みます。</p> <p>人格権侵害とは 自然人に関する次のいずれかの侵害に該当するものをいいます。法人に関するものを含まません。 ア.プライバシーの侵害 イ.名誉または信用のき損 ウ.氏名権(自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。)の侵害 エ.肖像権(自己の肖像を無断で他人に撮影されまたは使用もしくは公表されない権利をいいます。)の侵害 オ.パブリシティ権(顧客吸引力を備え経済的利益または価値を有する氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。)の侵害</p> <p>コンピュータ・ウィルスとは 他人の情報に対して意図的に被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次のすべての機能を有するものをいいます。 ア.自らの機能によりまたはシステム機能を利用して自らを他のシステム、プログラムまたはファイルに複写または伝染させる機能 イ.情報を破壊もしくは修正または設計者の意図しないシステムの動作を行わせる機能</p> <p>第三者とは 次のアからウまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア.保険契約者 イ.被保険者 ウ.アの者の役員または使用人</p> <p>不正アクセスとは ネットワーク上にあるソフトウェア、プログラムまたはデータ等について、正当な使用権限を有しない者が、ファイアウォール(外部からの閲覧、使用、改竄、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限する措置をいいます。)を通過して行う次の行為をいいます。 ア.使用権限を制限することにより保護されているネットワーク上の情報、ソフトウェアまたはプログラムの閲覧、使用、改竄、破壊または消去 イ.使用権限を制限されているネットワーク上の機能の設定変更 ウ.ネットワークの管理者により使用を認められていないソフトウェアまたはプログラムのインストール</p> <p>回収等の措置とは 被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。</p>	<p>①保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がある発生またはそのおそれを知っていた事故(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) ②電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。) ③ソフトウェア開発またはプログラム作成 ④対象業務の結果を利用して製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合 ⑤対象業務の履行不能または履行遅滞 ⑥被保険者の支払不能または破産 ⑦被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合 ⑧被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合</p> <p>●直接であるか間接であるかにかかわらず、次の賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 ②被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任</p> <p>●対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。)に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。</p>
	<p>追加被保険者特約</p> <p>第1条(被保険者の範囲) この保険契約において、被保険者とは、保険証券記載の施設の開設者(以下「開設者」といいます。)および開設者の業務の範囲に関する限りにおいてはその使用人をいいます。</p> <p>第2条(責任の限度) 当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。</p>	

ご注意事項

- (告知義務) (ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項をお申し出いただく義務等) : 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
*引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。
 - (通知義務) ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合 : 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合 : 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 保険(補償) 期間開始後、1ヶ月を経過しても加入者票が届かない場合は団体窓口にご連絡ください。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
 - ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。
 - 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。
 - 加入内容変更をいただいでから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には念の為、連絡先の担当者にその旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者(補償を受けられる方)にご説明いただけますようお願い申し上げます。
 - 保険金請求忘れのご確認について : 継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は、2021年2月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意願います。
 - ご加入内容を変更されている場合 : 自動更新される場合は、ご契約は満期日時点のご加入内容にて更新されます。
- <補償の重複に関するご注意>
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご確認ください。

(事故が起きたときは)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見・発生したときは遅滞なく、次の事項その他必要な事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社へご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ①事故発生およびそれを知った日時・場所
- ②被害者の氏名・住所
- ③事故の状況
- ④被害者から損害賠償請求を受けたときはその内容と金額
- ⑤事故発見の日時(あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険のみ)

(保険金請求の際のご注意)

責任保険において被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(示談交渉サービス)

鍼灸賠償責任保険制度には引受保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予め御承知おきください。なお引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(賠償金額の決定)

賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては予め引受保険会社の同意が必要となります。

(保険会社破綻時の取扱い)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで)補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国の法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

賠償責任保険 重要事項説明書

※申込書等への署名または捺印は、この書面の受領印をかねています。

本紙は、賠償責任保険の重要事項説明書です。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けることができる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

ご契約いただく際は、パンフレット・申込書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。

ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお申し出ください。

本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」をご参照ください。

◆マークのご説明

契約概要 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください事項

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

賠償責任保険は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(1) 保険契約の構成

対象とする仕事、生産物、施設などの種類に対応する特別約款および特約条項が「賠償責任保険普通保険約款」にセットされることによって一つの保険契約を構成します。

(例) 鍼灸賠償責任保険制度の場合: 賠償責任保険普通保険約款 + あん摩マッサージ師指圧師、はり師、きゅう師特別約款各種特約条項

(2) 示談交渉サービスはありません。

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。また、弊社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2. 基本となる補償、お支払いする保険金等

① 基本となる補償

■ 保険金をお支払いする場合

詳細は、P5～P8の「補償の概要」でご確認ください。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

詳細は、P5～P8の「補償の概要」でご確認ください。

※ここでは主な場合のみを記載しています。免責事由は特別約款の詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししております「保険約款」をご確認ください。

② お支払いする保険金

この保険では、被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
③ 損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用
⑤ 協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

※上記①の法律上の損害賠償金については、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払いの限度となります。

※上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金の

お支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、上記②の争訟費用については、「支払限度額÷法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
※詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししております「保険約款」をご確認ください。

③ 主な特約

この保険契約には、「保険料に関する規定の変更特約条項」が自動的にセットされるほか、特別の条件を定める特約条項がセットされることがあります。その内容は契約ごとに異なりますので、詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

④ 支払限度額・免責金額の設定

P3の「■支払限度額」欄をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

令和3年2月1日午前0時から令和4年2月1日午後4時まで

【損害賠償請求ベースの契約について】

●一部の特別約款または「損害賠償請求ベース特約条項」がセットされた契約では、被保険者が保険期間中に損害賠償請求を受けた事故を保険金お支払いの対象としています(損害賠償請求ベースの契約)。

●事故発生から数年後に損害賠償請求がなされるケースなど、被保険者が実際に損害賠償請求を受けた時が属する契約年度が、その原因となった事故(他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したこと)が発生した契約年度と異なるケースがあります。このため、保険契約の更新をやめたり損害賠償請求ベースではない種類の保険に契約を切り替えたりした場合は、その時以降に損害賠償請求を受けたケースが保険金のお支払対象とならないおそれがありますので、ご注意ください。詳しくは、代理店または弊社までお問い合わせください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

P3「■年間保険料」欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、ご契約時に全額をお支払いいただく「一時払」となります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、保険証券に記載の払込期日までにお支払いください。
(2) 保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時ににお支払いください。
※払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。
※保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故等による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※弊社の代理店には、告知受領権があります。

2.クーリングオフ

このご契約はクーリングオフの対象ではありません。
次のご契約はクーリングオフの対象外となりますので、ご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- 通信販売特約条項により申し込まれたご契約 等

3.補償の重複に関するご注意

- (1)補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- (2)補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1.通知義務

- ご契約後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店もしくは弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

2.解約される場合

- ご契約の解約については、ご契約の代理店もしくは弊社までご連絡ください。
- 解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。
- ※ご契約内容や解約の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。
- ※返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ※契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

IV その他ご留意いただきたいこと

① 個人情報の取扱い

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokio-marine-nichido.co.jp)をご参照ください。

② ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご契約時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社がご契約を取り消すことができます。
- (2)ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていただ場合は、ご契約は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、弊社がご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者または被保険者が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
- ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

③ 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
- ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- *外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④ 先取特権

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

⑤ その他契約締結に関するご注意事項

- 代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

⑥ 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- (1)示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - (2)保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
- ①保険金の請求書
 - ②保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
 - ③事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ④被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑤被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑥争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ⑦弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類(他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等)
 - ⑧被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑨弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3)保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

🏠 本紙で用いる用語解説

・契約者

保険契約の当事者(保険料をお支払いいただく方)であり、保険契約上のさまざまな権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。

・被保険者

補償を受けることができる方をいいます。

・支払限度額

弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。

・免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

・払込期日

保険料をお支払いいただく期限をいいます(実際にお客様がご契約される払込期日については、申込書にてご確認ください)。口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は
全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ



0120-119-110

受付時間:24時間365日

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

この保険は公益財団法人日本鍼灸師会を保険契約者とし、都道府県師会に所属する日本鍼灸師会の会員等を被保険者とするあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師賠償責任保険および個人情報漏えい保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は公益財団法人日本鍼灸師会が有します。

このパンフレットは、鍼灸賠償責任保険制度の概要をご説明したものです。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社FPパートナー (担当:横浜支社・宮永)
〒112-0004
東京都文京区後楽1-5-3 後楽国際ビルディング5F
TEL: **03-6801-8256**
FAX: **03-6801-8347**
受付時間(平日9:00~17:00)
(上記以外) TEL: **080-7418-1671** (担当:横浜支社・宮永)

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
[担当課] 広域法人部 法人第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL: **03-3515-4153**
FAX: **03-3515-4154**
受付時間(平日9:00~17:00)

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。